

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ユヌス・ジャパン(以下「当法人」という。)の理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

### (代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は、法令、定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当法人の業務執行理事として業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (細則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決定を経

て代表理事がこれを定める。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決定を経て代表理事がこれを行う。

附則

本規程は、令和2年7月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	副代表理事
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本法人を代表し、その業務を総理</li> <li>・ 理事会を招集し、議長としてこれを主宰</li> <li>・ 社員総会の招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表理事を補佐し、当法人の業務を執行</li> <li>・ 代表理事の事故時等の職務代行</li> </ul>
事業計画案及び予算案の作成に関する こと	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に 関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に 関すること	○	
規程案の作成に関する こと	○	
国外出張に関する こと	○	
国内出張に関する こと		○
支出に関する こと		
1 件 2 0 万円以上	○	
1 件 2 0 万円未満		○

項目	決裁権者	
	代表理事	副代表理事
セミナー等事業の実施に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事	○	
福利厚生に関する事		○
外部に関する文書発簡		
重要なもの	○	
軽微なもの及び一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、副代表理事の不在時等、副代表理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事又は事務局長が副代表理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。なお、事務局長が代わりに決裁を行った場合には速やかに代表理事及び副代表理事に報告するものとする。